



大 監 収 第 6 号
令和5年6月29日

請求人 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊 行
東大和市監査委員 中 村 庄一郎

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

令和5年5月1日に受理した住民監査請求（東大和市職員措置請求）について、
地方自治法第242条第5項の規定により、監査した結果を別紙のとおり通知します。
なお、本監査結果につきましては、同条同項の規定に基づき公表いたします。

住民監査請求に係る監査結果

東大和市監査委員

第 1 請求の受付

1 請求人

省 略

2 請求書の提出日

令和 5 年 5 月 1 日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨 (請求書の原文のとおり)

新型コロナウイルス感染症に関して、「新型コロナ」「新型コロナウイルス感染症」という名称で、広報誌やホームページ等により市民に広報されている。

感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体は、ベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に 中華人民共和国から 世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) (感染症施行令) である。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業は、「新型コロナウイルスワクチン」という名称で広報誌等により市民に広報されている。

接種事業で使われている mRNA ワクチンは「SARS-CoV-2 ワクチン」であり、SARS-CoV-2 感染に対する発症予防効果があるということで厚生労働省から特例承認を受けている。

「新型コロナウイルスワクチン」「SARS-CoV-2」という表記は、市が行っている接種勧奨事業の SARS-CoV-2 ワクチンが、法律に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体に対して有効性があるという誤解を市民に与えている。

その結果、本来は必要のないワクチン接種を受けた市民が多く、これらの事業に多大な公金が使われた。

接種努力義務があるとされた予防接種法(令和二年一二月九日法律第七五号) 第九条に規定された同法第六条 1 項の規定による予防接種とみなされるのは、「新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る」のまん延予防上緊急の必要があると認めるときであって、SARS-CoV-2 を病原体とするものではない。

SARS-CoV-2 ワクチンは、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症に対する有効性のデータは存在しない。それにも関わらず、「新型コロナウイルスワクチン」という紛らわしい名称を使用して、市の広報誌を利用して市民にワクチンの有効性を広告してきた。さらに無料のワクチン接種クーポンにおいては「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン」(SARS-CoV-2)などの名称を使うことにより、法律に規定された新型コロナウイルス感染症に対してワクチンの有効性が確認されているという印象操作をしながら、市民に対して接種勧奨活動を行ってきた。

広報誌やホームページ等のワクチン名の表記は、医薬品の効果効能が確認されていないにも関わらず、行政が有効性を保証しているかのような印象を与えるために、薬機法で禁じられている誇大広告に該当する違法行為である。また、有効性の確認できないワクチン接種は、予防接種法に規定された予防接種に該当しないので、予防接種法に違反する行為である。

このような違法行為に多大な公金を支出し、この違法行為によって住民の健康被害を出している。

違法行為に使われた予算はすべて返金するとともに 市の広報誌等により、感染症名とワクチン名との関係を明確に市民に使える記事を掲載する。とりわけ「市が接種勧奨をおこなってきた新型コロナウイルスワクチン(SARS-CoV2 ワクチンは、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症に対する効果効能は証明されていない」旨の記述を取り入れた訂正謝罪記事を要求する。

(2) 措置要求の内容

- ① 広報誌に、市民に感染症の正しい名称を記載するとともに過去の記事に対する訂正と謝罪の記事を掲載する。また、新型コロナウイルスの正式な名称「SARS-CoV-2 ワクチン」と法律上の正しい感染症の名称との関係を記載し、「SARS-CoV-2 ワクチンの法律上の新型コロナウイルス感染症に対する有効性のデータは存在しない」または、「SARS-CoV-2 ワクチンの法律上の新型コロナウイルス感染症に対する有効性は不明である」とする記事を掲載する。
- ② 学校教育の場や生涯学習の場において、感染症の正しい名称と必要となる措置、SARS-CoV-2 ワクチンとの関係や有効性に関する知見とこれまでの経緯とその原因について周知を行う。
- ③ 違法行為のための予算はすべて返却する。

なお、③の内容については、令和5年5月18日に以下のように補正された。

ア 令和4年度 東大和市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算書 参考資料において

Ⅲ歳出(頁34以降)に示す「新型コロナウイルス感染症対策事業費」
として記載された全項目および令和5年度は上記令和4年度と同じく
「新型コロナウイルス感染症対策事業費」の該当分(8事業を指定)

イ 新型コロナウイルスワクチン接種に関する委託料

(3) 請求書に添付の参考資料及び事実証明書

関連する法律

① 予防接種法(令和二年一月九日法律第七五号)

附則抄

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン(その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

② 予防接種法(令和四年一月九日法律第九六号)

附則抄

(検討)

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)の罹患者に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

証拠説明書

新型コロナウイルスワクチンは、新型コロナウイルス感染症(COVID19)の発症化予防効果があるとして厚生労働省から特例承認されたSARS-CoV2ワクチンであり、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限

る。) (感染症法施行令) に対する有効性が、証明されたものではない。

感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)(感染症法施行令、健感発210-5)の発症予防、重症化予防に関するデータは存在しない。また、この効果のために、厚労省から承認されたものではない。

東やまと市報6月1日号、7月1日号、7月15日号、その他広報記事は、新型コロナウイルスワクチンが感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症の発症予防、重症化予防に有用であると誤解させるものである。

実際に有効性4に関するデータが存在しないのであれば、「感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))に対する有効性は確認されていない、あるいは有効性は不明である」という記述が必要である。

また、このワクチンが、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)(感染症法施行令、健感発210-5)の発症予防、重症化予防効果があると厚生労働省が承認したと誤解させる薬機法違反の誇大広告である。

- ③ 東やまと市報 令和4年(2022)年6. 1 (No.1297) の写し
- ④ 東やまと市報 令和4年(2022)年7. 1 (No.1299) の写し
- ⑤ 東やまと市報 令和4年(2022)年7. 15 (No.1300) の写し

4 請求の要件審査

監査委員は、令和5年5月24日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することと決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

東大和市（以下「市」という。）が実施する新型コロナウイルス感染症における予防接種が、請求者が法律に違反する違法行為と主張されることに伴う接種費用が違法又は不当な公金の支出であるかを監査対象事項とする。

2 監査対象部署

健幸いきいき部及び関係部署

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年6月6日に、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠を提出し、監査委員は、陳述の聴取を行った。

また、市長及び教育長から弁明書の提出を受けるとともに、令和5年6月6日に健康推進課などの職員から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

本件請求についての結果は、合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないことから棄却とする。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

請求人からの提出書類及び陳述、監査対象部署からの提出書類及び陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事項を確認した。

(1) ワクチン接種における法的位置づけ

※本項目については、令和4年12月9日に施行されている予防接種法の一部改正後の条項で記載するが、改正前においても同様に規定がなされていることを確認している。

①法令等の規定

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）の附則第14条の規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。

また、改正前の予防接種法附則第7条第1項に基づき、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチンを指定して、市長に対して臨時に予防接種を指示

することができるとしており、本規定に基づき厚生労働大臣通知として、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」が多数発出されている。

さらには、本予防接種については、年齢によっては努力義務が課されているが、本人又は保護者の意思によって接種を行うことになっている。

②法定受託事務

予防接種法第6条により市が実施する予防接種は、同法第30条の規定により「第一号法定受託事務」とするとされている。

また、国においてその適正な処理を確保し、全国一律の基準に基づく処理が可能となるよう、法第245条の9に基づく第一号法定受託事務としての処理基準として、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「手引き」という。）」が示されている。

なお、法定受託事務に係る処理基準は、事務を処理するに当たり「よるべき基準」であり、市はそれに基づいて事務を処理することが法律上予定されているとともに、担当大臣は、処理が基準に反していると認めるときは、是正の指示等を行うことがある。

③予防接種経費の負担

予防接種法第27条第2項の規定により、市が支弁する本予防接種の費用は、国庫が全額負担することになっている。

(2) 事業予算の執行状況

【令和4年度予算関係】						
項番	款	項	目	事業	事業名	備考
①	2	1	1	11	新型コロナウイルス感染症対策事業費	感染予防の消耗品
②	3	1	3	14	新型コロナウイルス感染症対策事業費	移送のための委託料
③	3	1	4	14	新型コロナウイルス感染症対策事業費	障害施設への助成金等
④	3	3	1	4	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費	生活困窮者への自立支援金等
⑤	4	1	1	7	新型コロナウイルス感染症対策に係る出産応援事業費	子供を産み育てる家庭への支援費用(都事業への協力)
⑥	4	1	2	4	新型コロナウイルス感染症対策事業費	ワクチン接種関連経費
⑦	10	2	4	2	新型コロナウイルス感染症対策事業費	予算なし
⑧	10	3	4	2	新型コロナウイルス感染症対策事業費	予算なし
【令和5年度予算関係】						

項番	款	項	目	事業	事業名	備考
⑨	2	1	1	11	新型コロナウイルス感染症対策事業費	感染予防の消耗品
⑩	3	1	3	14	新型コロナウイルス感染症対策事業費	4月支払いなし
⑪	3	1	4	14	新型コロナウイルス感染症対策事業費	4月支払いなし
⑫	3	3	1	4	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費	予算なし
⑬	4	1	1	7	新型コロナウイルス感染症対策に係る出産応援事業費	4月支払いなし
⑭	4	1	2	4	新型コロナウイルス感染症対策事業費	4月支払いなし
⑮	10	2	4	2	新型コロナウイルス感染症対策事業費	予算なし
⑯	10	3	4	2	新型コロナウイルス感染症対策事業費	予算なし
⑰	10	2	1	3	新型コロナウイルス感染症対策事業費	4月支払いなし
⑱	10	3	1	3	新型コロナウイルス感染症対策事業費	4月支払いなし

※ 請求者が明示した上記事業の内容を確認したところ、網掛けの⑥、⑭以外の事業については、感染対策における消耗品の購入や生活困窮者への支援等の事業であり、予防接種関連でないことから請求対象事業でないと判断する。

2 監査対象部署の説明

(1) 市長部局

国立感染症研究所では、「COVID-19」という病気を引き起こす病原体の名称は「SARS-CoV-2」であるが、日本ではもっぱら病気の名前は「新型コロナウイルス感染症」、病原体の名称は「新型コロナウイルス」と呼ばれていることを明記している。

また、請求人は、感染症法又は予防接種法に規定されている「ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」と「SARS-CoV-2」は異なるウイルスであるとの前提により様々な主張をしているが、この点に関しては、厚生労働省において、岐阜県が行った「予防接種法附則第7条第1項にある「令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの」は、「SARS-CoV-2」と同一との認識でよいか」との質問に対し、厚生労働省から「お見込みのとおりです」と回答している。したがって、この点に関する請求人の主張は、全てが失当である。

市報では、新型コロナワクチン接種を実施している事実を広報している。

国において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法

律（昭和35年法律第145号）に基づき特例承認されたワクチンを、市は、国の指示に基づき、法令等に則り予防接種を実施しており、そのことに違法性はない。

また、本件において、違法又は不当な財務会計行為及び財務に関する怠る事実は、何ら存在しない。

その余の部分については、請求人の主観に基づくものであり、認否の限りではない。

（2）教育委員会

教育委員会においては、令和4年度の当初予算の計上及び執行はしていないため該当しない。

また、令和5年度の当初予算において計上している新型コロナウイルス感染症対策事業費については、手を洗うためのせっけん、手指消毒液の購入をするものであり、ワクチン接種事業とは関係がなく、同様に該当しない。

3 監査委員の判断

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

請求人が主張する市民への適切な情報提供については、行政の役割として理解できるところである。

また、新型コロナウイルス感染症における予防接種に対する有効性に関する見解などについて、様々あることは承知しているところである。

しかしながら、市の事務については、法令に規定されるように第一号法定受託事務であり、予防接種の実施が役割となっており、国が示す手引きに基づいて実施している。

また、接種するワクチンの種類については、法令等で規定されているものであるとともに、国から提供されるものであり、市として他に選択することができないものとなっている。

請求人が主張するワクチンの有効性及び安全性などについては、国が行う事務であり（本内容については厚生労働省のホームページに掲載されている。）、市が直接的に実施するものではないことから請求には理由がないと判断した。

さらには、本予防接種については、年齢によっては努力義務が課されているが、本予防接種の有効性や安全性をはじめ、予防の効果や副反応のリスクを理解したうえで本人又は保護者の意思によって接種を行われているものである。

以上のことから、市が行う予防接種に関しては、違法性がないと判断することから、請求人が主張する接種費用の支払いについても理由がないと判断する。